

第98号議案

長崎市過疎地域の持続的発展を支援するための  
固定資産税の課税免除に関する条例

目次	ページ
1 条例制定の概要	1
2 条例の内容	2~3
3 旧過疎法による課税免除実績	3
4 参考	3
5 関係法令（抜粋）	4~5



# 1 条例制定の概要

## (1) 条例を制定する理由

### ア 経緯

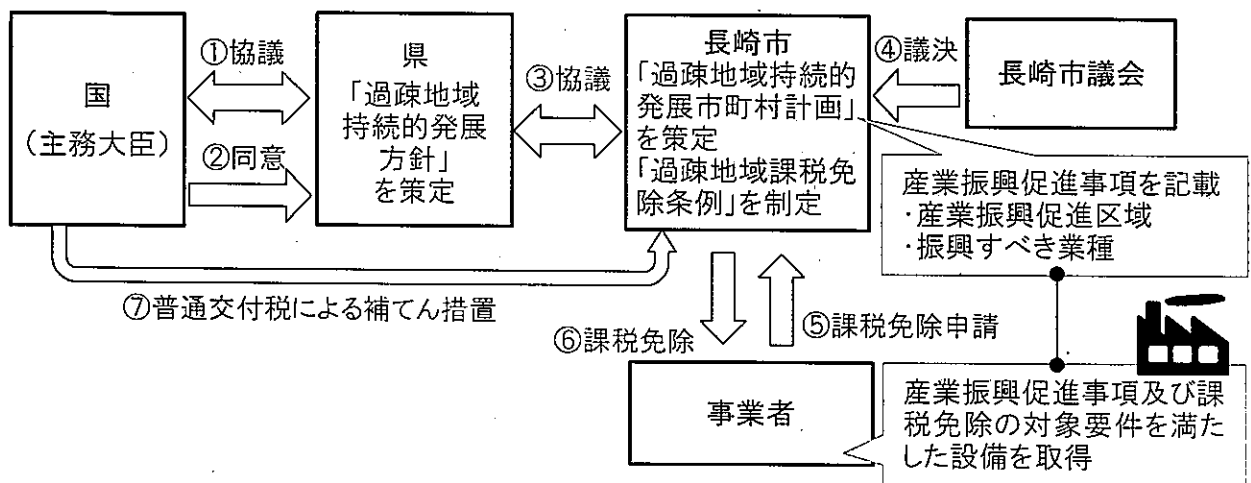
過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧過疎法」という。）に規定する過疎地域（伊王島地区、高島地区、野母崎地区、外海地区）の産業の振興を図るため、「長崎市過疎地域の自立を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、税制面からの支援として固定資産税の課税免除を行ってきたが、旧過疎法が令和3年3月31日をもって失効したことに伴い、旧条例も同日をもって失効した。

旧過疎法に続いて、令和3年4月1日付で、持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上をめざし、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「新過疎法」という。）が制定され、新たに香焼地区が過疎地域に追加された。

### イ 課税免除実施の理由

これらの過疎地域において、本市が策定する「過疎地域持続的発展市町村計画」に基づき産業の振興を図るため、引き続き課税免除による事業者への税制支援を行うことで、企業の設備投資が促進され、雇用機会の創出、市民所得の向上、定住人口の増加につながると考えられることから、改めて固定資産税の課税免除条例を制定するもの。

## (2) 課税免除の流れ



## 2 条例の内容

### (1) 課税免除の内容

- ア 対象税目 固定資産税(土地・家屋・償却資産)  
 イ 適用期間 設備取得後、最初の課税から3年間  
 ウ 対象業種・対象要件 次表のとおり

根拠法令		新過疎法	旧過疎法 R3.3.31 失効
課税免除条例の制定状況		本条例	旧条例 R3.3.31 失効
対象地区		香焼地区	—
		伊王島地区	伊王島地区
		高島地区	高島地区
		野母崎地区	野母崎地区
		外海地区	外海地区
措置内容		課税免除	課税免除
対象業種	製造業	○	○
	旅館業(下宿営業を除く)	○	○
	農林水産物等販売業	○	○
	情報サービス業等	○	—
対象設備		土地・家屋・償却資産	土地・家屋・償却資産
取得方法		取得・製作・建設 (建物等については、増改築・修繕・模様替えのための工事による取得・建設を含む)*	新增設
対象要件	取得価額(合計)	5千万円以下	500万円以上
		5千万円超～1億円以下	1,000万円以上
		1億円超	2,000万円以上
	農林水産物等販売業	500万円以上	2,700万円超
	情報サービス業等	500万円以上	—
減取補填		普通交付税 75%	普通交付税 75%

(\* ) 資本金 5,000 万円超の法人は新增設に限る

## (2) 条例の施行日及び失効日

- ア 施行日 公布の日  
令和4年度課税から適用する。ただし令和3年4月1日以降に取得したものに限り。  
なお、令和3年3月31日までに取得したものについては、旧条例による課税免除が適用される。
- イ 失効日 令和6年3月31日

## 3 旧過疎法による課税免除実績

(単位：千円)

項目 \ 年度	H31	R2	R3	計
A 課税免除額 (延べ免除件数)	4,594 (1)	4,931 (2)	447 (2)	9,972 (5)
B 交付税措置 75%	3,445	3,698	335	7,478
A-B 市の減収額	1,149	1,233	112	2,494

\* 件数について、1事業者が3年間適用を受けるため、実対象者数は2者  
(旅館業1者、製造業1者)

## 4 参考

旧合併町におけるその他の固定資産税の課税免除状況

### ○半島振興法に基づく課税免除

(長崎市半島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例 平成30年12月～令和5年3月31日)

【対象地区】野母崎地区、三和地区、外海地区、琴海地区

【免除実績】令和3年度：2件、1,411千円

### ○離島振興法に基づく課税免除

(長崎市離島振興対策実施地域を振興するための固定資産税の課税免除に関する条例 平成30年12月～令和7年3月31日)

【対象地区】高島、池島

【免除実績】なし

## 5 関係法令（抜粋）

### ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）

（目的）

第一条 この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第二十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の取得等をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは産業振興促進区域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

### ○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和三年総務省令第三十一号）

（法第二十四条に規定する総務省令で定める場合）

第一条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「法」という。）第二十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）から令和六年三月三十一日までの間に、同条第一項に規定する過疎地域の区域（令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域にあつては同条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。ロにおいて同じ。）又は法附則第五条に規定する特定市町村の区域（法附則第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。ロにおいて同じ。）のうち法第八条第一項に規定する市町村計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業振興促進区域内において、当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項の表の第一号の中欄又は第四十五条第二項の表の第一号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第三項の表の第一号の下欄又は第四十五条第二項の表の第一号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（法第二十三条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十項に規定する資本金の額等（(1)において「資本金の額等」という。）が五千万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）をした者（第二号及び第三号において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備の所在する都道府県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

(1) 製造業又は旅館業（下宿営業を除く。次条第一項第一号において同じ。） 五百万円（資本金の額等が五千万円超一億円以下である法人が行うものにあつては千万円とし、資本金の額等が一億円超である法人が行うものにあつては二千万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業（法第二十三条に規定するものをいう。次条第一項第一号において同じ。） 五百万円

ロ （略）

二 （略）

三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合